

佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業

維持管理及び運営業務に関する基本契約書（案）

平成21年12月

佐 世 保 市

佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業 維持管理及び運営業務に関する基本契約書（案）

佐世保市水道局（以下「甲」という。）、佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業に係る維持管理及び運営業務（以下「維持管理・運営業務」という。）を遂行することを事業目的として平成 [] 年 [] 月 [] 日付けで設立された [S P C商号]（以下「S P C」という。）及びS P Cの株主である[出資会社の名称]（以下総称して「出資会社」という。）は、維持管理・運営業務に関して、以下のとおり基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業基本協定書、並びに佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業維持管理及び運営業務委託契約（以下「維持管理・運営業務委託契約」という。）に基づき、S P Cが維持管理・運営業務を円滑に遂行するための甲、S P C及び出資会社の義務及び権利について、必要な事項を定めることを目的とする。

（表明及び保証）

第2条 出資会社及びS P Cは本契約日において、次に掲げる事項を表明し、本契約日において、それが真実かつ正確であることを保証する。

- (1) 出資会社及びS P Cは、日本法に基づいて適法に設立され、かつ現在有効に存続している法人であり、自己の財産を有効に保有し、現在行っている業務を行う権利能力及び行為能力を有すること。
- (2) 本契約に基づく行為は、各出資会社及びS P Cの会社の目的の範囲内であり、法令、定款及びその他の社内規則により必要とされるすべての手続を完了していること（当該各出資会社及びS P Cが、本契約の締結及び履行を授権するために必要な一切の行為を完了していることを含むがそれに限られない。）。
- (3) 各出資会社及びS P Cによる本契約に基づく行為は、各出資会社又はS P Cを当事者とする契約、証書、決定、命令及び法令に違反又は抵触せず、各出資会社及びS P Cが当事者となっている契約その他の合意において、債務不履行、期限の利益喪失事由又は解除事由その他の終了事由を構成しないこと。
- (4) 本契約に基づく各出資会社の債務は、法的に有効かつ拘束力を有する各出資会社の債務であり、その条項に従い履行強制可能であること。
- (5) 出資会社が所有しS P Cが発行する株式（以下「本件株式」という。）が全額払込済みであって、適法かつ有効に成立していること。
- (6) 本件株式は、それぞれ出資会社が株主としてS P Cの株主名簿に記載されており、かつ、所有するすべてであり、それらのいずれもが質権、留置権、その他の担保権（ただし、法定担保物権を除く。）及び請求権は設定されておらず、オプション、ワラントその他何ら第三者の権利又は制限に服さず、また第三者に譲渡され、担保に供され、又はその他の方法により処分されていないこと。
- (7) 本件株式は、普通株式であり、かつS P Cの発行済株式のすべてであり、S P Cは、本件株式以外の株式、新株予約権、若しくは類似株主権の発行又は付与を行っていないこと。

- (8) 各出資会社及びS P Cの財務状態又は経営に関し、本事業に重大な悪影響を及ぼしうる各出資会社及びS P Cに対する訴訟、仲裁、行政手続その他の紛争は係属しておらず、また、各出資会社及びS P Cが訴訟、仲裁、行政手続に至る事項は存在しないこと。
- (9) 各出資会社は、基本協定及び維持管理・運營業務委託契約の規定及び内容につき、十分に認識し、かつ、理解していること。
- (10) 次条(株券不発行会社)第2項により甲に交付する書類の写しは、すべて原本と同一の内容であること。

(株券不発行会社)

第3条 出資会社及びS P Cは、本契約締結に先立ち、S P Cが、本件株式に係る株券を発行する旨の定款規定を設立以来設けておらず、又は、当該定款規定がある場合には当該定款規定を廃止する定款の変更を行っており、かつ、当該定款変更が適法かつ有効に効力を生じていることを確認する。

- 2 S P Cは、本契約の締結日(以下「本契約日」という。)において、甲に対し、以下の書類を交付する。
 - (1) 本契約日現在におけるS P Cの定款の写し
 - (2) 株券を発行する旨の定款の定めを廃止した場合は、当該定款変更を決議するS P Cの株主総会議事録の写し
 - (3) 本契約日現在におけるS P Cの株主名簿の写し

(出資比率の変更等)

第4条 維持管理・業務委託契約の履行期間中において、出資会社は原則として出資比率を変更できないものとする。ただし、本事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害しないと認められる場合は、出資会社は甲に対し出資比率の変更について協議を求めることができる。

- 2 出資会社が所有するS P Cの株式を第三者に対して譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、出資会社は、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、甲の承諾を得た上で行うものとする。ただし、第6条(株式担保)の定めに従い甲のために第一順位株式根質権を設定する場合及び当該第一順位株式根質権を甲が行使する場合には、甲に対する事前通知及び甲の事前承諾を要しない。出資会社は、甲の承諾を得て当該処分を行った場合には、当該処分に係る契約書の写しを、その締結後速やかに甲に対して提出するものとする。

(S P Cの支援等)

第5条 出資会社は、甲が求めるサービス水準をS P Cが達成できるよう、連帯してS P Cを指導し、またS P Cの運営に協力しなければならない。

- 2 代表企業は、維持管理・運營業務委託契約に基づくS P Cの甲に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を保証するものとする。この保証の額の上限は、保証債務の履行請求のあった日を基準日とする残履行期間の基本維持管理費の合計を現在価値に換算した額の10分の1に相当する金額とする。現在価値への換算の方法は、甲が別に定めるところによる。
- 3 出資会社は、S P Cをして、経営の透明性を確保するために、翌事業年度の開始する日の3

ヶ月前までに翌事業年度の経営計画を甲に提出させなければならない。

- 4 出資会社は、S P Cをして、経営の健全性及び透明性を確保するために、S P Cの会計監査人及び監査役による監査済みの計算書類及び事業報告並びにこれらの附属書類をS P Cの毎会計年度終了後3ヶ月以内に甲に提出させなければならない。
- 5 出資会社は、S P Cが債務超過に陥った場合若しくは資金繰りの困難に直面した場合又はこれらの事態の発生が予想されるときには、直ちに甲に通知するとともに、連帯して、S P Cへの追加出資、融資その他甲が適切と認める支援措置を講ずることにより、S P Cが維持管理・運營業務委託契約上の債務を履行できるように最大限の努力をしなければならない。

(株式担保)

- 第6条 出資会社は、S P Cの設立後直ちに、維持管理・運營業務委託契約上の甲のS P Cに対する業務履行請求権（以下「業務履行請求権」という。）を担保するため、別紙1（株式根質権設定契約証書）の様式にて甲を株式根質権者とし出資会社を株式根質権設定者とする株式根質権設定契約を締結して、本件株式の上に、甲のために第一順位の根質権（以下「本件根質権」という。）を設定し、本件根質権の設定の対抗要件を具備するために必要な措置をとるものとする。
- 2 S P Cは、本契約日に、本件根質権に基づく担保権者としての甲の名称及び住所をS P Cの株主名簿に記載し又は記録し、それを証する書面を甲に対して交付する。
 - 3 本件株式に関連して新株予約権の付与又は取得があった場合、本件株式に基づく新株引受権の付与又は取得若しくは新株の割当があった場合、その他これらに類する権利の付与又は取得があった場合には、出資会社は、業務履行請求権を担保するため、甲の指示に従い、当該新株予約権、新株式、新株引受権又はこれらに類する権利、若しくは本件株式に対する新株の割当なくして取得した本件株式以外のS P Cの発行する株式（以下、本件株式とこれらの株式及び権利を総称して「本件株式等」という。）に、第1項に準じて甲のために第一順位株式根質権を設定し、当該第一順位株式根質権の設定の対抗要件を具備するために必要な措置をとるものとする。

(誓約)

- 第7条 出資会社及びS P Cは、甲に対して、業務履行請求権の全部が履行されるまでの間、次の各号に掲げる事項を、自らの費用と責任で遵守するものとする。
- (1) 本契約に基づく誓約その他の合意事項を、履行すべき時期に完全に履行し、これらを遵守する。
 - (2) 本契約の履行のために政府又は地方公共団体の許認可等が必要な場合には、かかる許認可等を有効に取得及び維持する。
 - (3) 本契約に規定されているものを除き、甲の書面による事前の承諾がなければ、本件株式等につき、これを担保に供し、若しくは譲渡する等の処分を行わない。
 - (4) 将来、本件株式等が侵害され、又は侵害される危険を生じたことを出資会社が知ったときは、直ちにその旨を甲に申し出て、甲の合理的に指定した方法により侵害排除及び危険防止の措置をとる。ただし、甲は、その指定した方法による侵害排除及び危険防止の手段の結果について、出資会社及びS P Cに対し、何らその責任を負わない。

- (5) 本件株式等の存在、帰属、内容又はその行使について何らかの紛争が生じた場合には、自らの費用及び責任の下、当該紛争の処理にあたり、また、当該紛争により甲に生じた損害、損失及び費用等を賠償又は補償する。
 - (6) 甲が本契約に従い、本件根質権を行使する場合、出資会社は、当該本件根質権の行使が円滑に行われるように、当該本件根質権の実行に伴う権利移転手続等に協力するほか、その他甲の要求に従い、甲に協力しなければならない。
 - (7) 各出資会社の住所、商号、代表者及び支払方法等の取引条件の大幅な変更があった場合並びに財務状態又は経営に関し重大な変化が生じたこと又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちにその旨を甲に通知する。
 - (8) 甲の事前の書面による承諾なくして、S P Cの定款を変更しない。
 - (9) その他本契約に基づく担保権又はその価値を減じ若しくは害するおそれのある一切の行為を行わない。
- 2 S P Cは、甲の事前の書面による承諾なくして、出資会社が本件株式等を甲以外の第三者に譲渡又は担保設定その他の処分をすることについて、承認しないことを誓約する。
 - 3 S P Cは、甲の指示がある場合はかかる指示に従い、甲による本件根質権の実行により本件株式等を第三者へ譲渡が行われる場合、当該譲渡について協力するものとする。

(補償)

- 第8条 各出資会社及びS P Cが第2条（表明及び保証）で表明し保証した事項のいずれかが真実若しくは正確でなく、又は各出資会社若しくはS P Cが本契約の各条項（前条に定める誓約事項を含むすべての条項。）に違反した場合には、各出資会社若しくはS P Cは直ちに甲に書面により通知するとともに、それにより甲が被った損失又は損害（合理的な金額の弁護士費用、その他損失又は損害を被らないようにするために支出した費用を含み、それに限られない。以下本条において同じ。）を甲に対して補償し又は賠償する。
- 2 本件株式等又はその処分について紛争等が生じた場合には、当該本件株式等に係る出資会社及びS P Cは互いに連帯して、当該紛争等により甲に生じた損失を補償し又は損害を賠償する。

(秘密保持)

- 第9条 甲、S P C及び出資会社は、本事業に関して知り得た相手方の秘密を自己の役員、社員及び代理人以外の第三者に漏洩してはならず、また本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の秘密を知る前に既に自ら保有していたもの、相手方の秘密を知った後自らの責めによらないで公知となったもの、相手方の秘密を知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したもの、及び法律、政令、規則、条例上の要請又は官公署の命令などにより開示を要請されたものについては、本条による秘密保持義務の対象から除く。

(本契約の有効期間)

- 第10条 本契約の有効期間は、本契約の締結の日から維持管理・業務委託契約の履行期間終了日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条（秘密保持）の規定の効力は、本契約の有効期間満了後5

年間に限り存続する。

3 前2項の規定にかかわらず、甲、S P C及び出資会社は、本契約の有効期間満了前に本契約に基づき生じた未履行の義務については、本契約の有効期間満了後においても履行する義務を負う。

(準拠法及び裁判管轄)

第11条 本契約は、日本国の法令に従い解釈され、本契約に関する一切の裁判は長崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(規定外事項等)

第12条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合については、必要に応じて甲、S P C及び出資会社が協議して定める。

(以下記名押印頁)

以上を証するため、本契約書を [] 通作成し、甲、S P C 及び出資会社は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

甲

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者

吉 村 敬 一 印

S P C (特別目的会社)

住所

氏名 印

出資会社

代表企業 []

住所

氏名 印

構成員 []

住所

氏名 印

構成員 []

住所

氏名 印

株式根質権設定契約書

佐世保市水道局（以下「甲」という。）と〔S P C商号〕（以下「S P C」という。）との間で締結された佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業（以下「本事業」という。）に係る平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付け維持管理・運營業務委託契約（以下「維持管理・運營業務委託契約」という。）に基づく甲のS P Cに対する業務履行請求権（以下「業務履行請求権」という。）を担保するため、基本契約（甲、S P C及びS P Cの株主である〔出資会社〕との間で締結された本事業の維持管理及び運營業務に係る平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付け基本契約をいう。以下同じ。）第6条第1項の定めに従い、甲を株式根質権者とし、S P Cの株主である〔出資会社〕（以下総称して「根質権設定者」といい、個別には「各根質権設定者」という。）を株式根質権設定者として、甲、S P C及び根質権設定者は、以下のとおり、株式根質権設定契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において、使用される用語は、特段の規定のある場合を除き、基本契約及び維持管理・運營業務委託契約において定義された意味を有する。

（目的）

第2条 本契約は、甲に対して各根質権設定者の所有するS P Cの発行した現在の株式及び将来発行する株式に根質権を設定し、甲が根質権を行使して、当該株式を、各根質権設定者以外の、S P Cの株主として本事業の遂行能力を有すると甲が判断する第三者（以下「適格第三者」という。）に譲渡することにより、業務履行請求権に係る甲に対するS P Cの債務の履行を確保することを主たる目的とする。

（本件根質権の設定）

第3条 根質権設定者は、次条以降の条項を承認の上、業務履行請求権の履行を担保するため、別紙1（株式目録）記載の株式（以下「本件株式」という。）に対し、甲を株式根質権者とする、第一順位の根質権（以下「本件根質権」という。）を設定する。

（増資新株等）

第4条 各根質権設定者は、S P Cが発行する新株、新株予約権、その他これらに類する権利の付与又は取得があった場合には、業務履行請求権の履行を担保するため、これらの株式及び権利（以下、本件株式とこれらの株式及び権利を総称して「本件株式等」という。）に、前条（本件根質権の設定）に準じて根質権を設定し、対抗要件を具備するために必要な措置をとる。

2 各根質権設定者は、甲の事前の書面による承諾なく、前項に定める新株予約権、及びこれに類する権利を行使しない。当該各根質権設定者は、かかる権利が行使された場合には、業務履行請求権の履行を担保するため、当該権利の行使により取得した株式等が本件株式等に該当することを確認し、甲の指示に従い、前条（本件根質権の設定）に準じ当該本件株式等について根質権を設定し、対抗要件を具備するために必要な措置をとる。

3 本件株式等について消却、併合、分割、転換、買取等があった場合には、かかる消却、併合、分割、転換、買取等により株主が受領すべき金銭又は株式が本件根質権の対象となるものとする。

(本件株式の取扱い)

第5条 根質権設定者は、本件根質権が実行されるまでは、本契約の規定に従い、本件株式、本件新株式及び新規取得株式に関し、会社法（平成17年法律第86号）その他の法令に違反しない範囲内において株主としての権利を有し、議決権を行使することができる。

(本件根質権の効力)

第6条 根質権設定者は、維持管理・運營業務委託契約第34条（甲による本契約の終了）第1項各号に定める維持管理・運營業務委託契約の解除事由が発生するまでは、SPCが行った剰余金の配当に係る金銭を受領することができる。ただし、時間の経過により当該解除事由が発生するおそれがあると甲が判断した場合には、この限りではない。

(担保権の実行)

第7条 本件根質権の管理及び実行は、甲がこれを行う。

2 甲は、維持管理・運營業務委託契約第34条（甲による本契約の終了）第1項各号に定める維持管理・運營業務委託契約の解除事由が発生した場合、又は時間の経過により当該解除事由が発生すると判断した場合には、本契約に従い本件根質権を実行し、適格第三者に対して本件株式等を譲渡することができる。

3 前項において甲が適格第三者を選定しようとするときは、SPC及び根質権設定者は、誠意をもって甲に協力しなければならない。

4 甲は、業務履行請求権がすべて履行されるまで、本件株式等の全部の上に本件根質権を行使することができる。

5 SPC及び根質権設定者は、本件根質権の設定及び行使並びにこれらに伴う必要なすべての行為に関し、甲に協力する。

6 本件根質権が、甲が業務履行請求権に関して有する他の担保又は保証に追加して設定されるものであっても、かかる他の担保又は保証の効力が本件根質権によって影響を受けることはなく、担保又は保証の実行の順序、方法、時期等については、根質権設定者は、甲の意思決定によることに同意する。

(費用負担)

第8条 根質権設定者は、本契約の作成及び履行に係る一切の費用を負担する。甲がかかる手数料及び費用を支出した場合には、根質権設定者は、甲からかかる手数料及び費用の明細書及び領収証等を受領次第、速やかに甲に対し補償する。

(契約上の地位等の譲渡)

第9条 根質権設定者及びSPCは、甲の書面による事前の承諾がある場合を除き、本契約上の地位並びに本契約に基づく権利及び義務について、第三者に対する譲渡及び担保差し入れその他の処分をすることができない。

(契約相互の関係)

第10条 本契約の規定と維持管理・運營業務委託契約の規定との間に、もし矛盾・齟齬がある場合には、維持管理・運營業務委託契約の規定が優先して適用される。

(本契約の変更)

第11条 本契約は、根質権設定者、SPC及び甲の書面による合意によってのみ修正又は変更されうるものとする。

(有効期間)

第12条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から業務履行請求権が存続する期間中とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第13条 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

2 本契約当事者は、本契約上の権利義務関係により生ずる訴訟については、長崎地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(通知)

第14条 本契約に基づく通知の通知先は、別紙2（通知先）に記載の住所又はファックス番号宛てになされる。なお、ファックスによる通知の場合、事後に正本を交付しなければならない。

2 別紙2（通知先）に記載の住所又はファックス番号について変更があった場合は、当該変更に係る本契約当事者は、他の本契約当事者に対し、変更内容について書面にて速やかに通知を行わなければならない。

(誠実協議)

第15条 本契約当事者は、本契約に定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議を行い、決定するものとする。

(以下記名押印頁)

上記合意の証として、本契約の当事者は本契約書 [] 通を作成し、署名又は記名捺印の上、各当事者がそれぞれ 1 通保有する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

甲

長崎県佐世保市八幡町 4 番 8 号
佐世保市
佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 ●

S P C

長崎県佐世保市●
株式会社[S P C 商号]
代表取締役社長 ●

株式根質権設定者

住所
株式会社[S P C 株主商号]
代表取締役 ●

株式根質権設定者

住所
株式会社[S P C 株主商号]
代表取締役 ●

株式根質権設定者

住所
株式会社[S P C 株主商号]
代表取締役 ●

株式根質権設定契約書の様式 別紙1 株式目録（第3条関係）

銘柄・種類	根質権設定者	株数
	株式会社[S P C株主商号]	●株
株式会社[S P C商号] 普通株式	株式会社[S P C株主商号]	●株
	株式会社[S P C株主商号]	●株

株式根質権設定契約書の様式 別紙2 通知先（第14条関係）

甲

名称	佐世保市
住所	長崎県佐世保市八幡町4番8号
部署名	水道局
役職名	水道事業及び下水道事業管理者
電話番号	●
ファックス番号	●

S P C

名称	株式会社[S P C商号]
住所	長崎県佐世保市●
部署名	●
役職名	代表取締役
電話番号	●
ファックス番号	●

株式根質権設定者

名称	株式会社[S P C株主商号]
住所	●
部署名	●
役職名	●
電話番号	●
ファックス番号	●

株式根質権設定者

名称	株式会社[S P C株主商号]
住所	●
部署名	●
役職名	●
電話番号	●
ファックス番号	●

株式根質権設定者

名称	株式会社[S P C株主商号]
----	-----------------

住所	●
部署名	●
役職名	●
電話番号	●
ファックス番号	●